

設問 2

第 1. ①の場合

1. A は会社法（以下法名省略）210 条により、甲社に対し本件新株発行をやめるよう主張すべきであると考えられる。以下各号の要件について検討する。

2. （1）まず、本件新株発行は法令定款に違反していないか（210 条 1 号）。株式会社の新株発行募集事項の決定（199 条 1 項）は、株主総会の決議によらなければならない（同条 2 項）。そしてこの株主総会の決議は、当該株主総会で議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二以上にあたる多数をもって行わなければならない（309 条 2 項 5 号）。

本件において、B ら取締役は令和 4 年 11 月 25 日に開催された甲社取締役会で本件新株発行を行う旨の決議をしている。B らは本件新株発行に際し、甲社株主総会での決議を経ることなくその決定を行っているのであるから、199 条 2 項および 309 条 2 項 5 号の規定に違反する。

したがって、A は甲社に対し、本件新株発行が法令に違反して行われていること（201 条 1 号）を理由に、本件新株発行をやめることを請求することができる。

（2）次に、本件新株発行は著しく不公正な方法（201 条 2 号）によりおこなわれていないか。特に、本件新株発行が不当な目的の達成のために行われたものでないかが問題となる。著しく不公正な方法であるか否かについては、事例の状況から新株発行の主要な目的は何であるかを分析し、正当な目的ではなく、支配権維持目的が主要な目的であると推認される場合に認められる。ただし、支配権維持目的が新株発行の主要な目的であったとしても、濫用的な企業買収による企業価値を防衛するためならば、新株発行が許容される場合がある。

本件新株発行は、甲社の経営方針をめぐって B と対立していた甲社筆頭株主 A が、B の取締役解任を B 以外の甲社株主に働きかけ、解任が現実味を帯びてきたことに B が危機感を覚え行ったものであり、その目的は純然たる B の支配権維持のためである。そして本件新株発行の目的には、甲社の企業価値防衛のためなどの目的は一切認められないことから、本件新株発行は B の支配権維持という不当な目的達成のために行われていた物であり、著しく不公正な方法により行われたものと認められる。

したがって、A は甲社に対し本件新株は甲が著しく不公正な方法により行われていたこと（210 条 2 号）を理由に、本件新株発行をやめるよう請求することができる。

3. 以上より、A は 210 条 1 号違反または同条 2 号違反を主張し、この主張はそれぞれ認められる。

コメントの追加 [1]: 主張と請求が混ざっているように思います。

コメントの追加 [2]: 非公開会社であることも触れておきたいです。

第 2. ②の場合

1. A は本件新株発行について、本件新株発行の無効の訴え（828 条 1 項 2 号）を主張し、その効力を争うべきであると考ええる。B の本件新株発行無効の訴えは認められるか。

コメントの追加 [3]: 不利益を受けることの検討が欲しいです。

2. (1) 株式会社の成立後の株式の発行の無効を訴えることができるのは、当該株式会社の株主等である(828条2項2号)。Aは甲社株式を100株有する株主であるから原告適格は認められる。

株式の発行の無効の訴えは非公開会社の場合は株式の発行の効力が生じた日から一年以内に行わなければならない(828条1項2号括弧書)。株式の発行の効力が生じるのは、募集株式と引き換えにする金銭の払込期日を定めた場合は当該期日となる(209条1項1号、199条1項4号)。

Bは本件新株発行にかかわる全額の支払いを行っており、その払込期日は令和4年12月15日である。したがって、Aは令和4年12月15日から1年以内に訴えを提起しなければいけないが、Aは令和5年1月1日時点で効力を争おうとしていることから、提訴期間も適当である。

3. では、どのような事由があれば本件新株発行の無効が認められるか。公開会社においては、株式引受人や転得者を保護するため、新株の不正発行や有利発行の場合であっても無効原因とはならない。しかし、非公開会社においては、公開会社に比べ**支配権保護の要請が高い**ことから無効原因を公開会社よりも広く解し、不正な方法による新株発行の場合には当該新株発行は無効となると解すべきである。

甲社は非公開会社であり、前述のとおり本件新株発行の決定について、株主総会の決議を経ておらず、不正な方法で発行がなされており、本件新株発行の無効原因となる。したがって、本件新株発行は無効となる。

4. 以上よりAは、本件新株発行の無効の訴えによりその効力の無効を主張し、これは認められる。

以上

コメントの追加 [4]: 株式の流動性が予定されていないことを踏まえて記載した方が説得的です。

第6章

憲法と裁判の関わりについて

② 憲法優位説

根拠: ① 裁判の目的にある国会の承認は、最終的には衆議院の議決によるが、(61、60Ⅱ) (出席議員の過半数)
これにて 裁判が憲法に優位すると、
96条で定められた後援の基準を経ること
(各議員の議員の5/10の賛成 + 国庫負担)

+ ③ 73Ⅱ 内閣の承認
→ 61、60Ⅱ 国会の承認

実質的に憲法の改正を経ることになり
国民主権、硬性憲法の建前を反する。

④ 73③、61 12 憲法が裁判に優位すると

⇒ 憲法優位説

このようにすると、

違憲審査 (憲法) の対象に73Ⅱは 裁判の優位の限界

が (判) 裁判事件 (?)

④ 裁判優位説

根拠: ① 前文が 国際協調主義

② 81 に 裁判の優位

③ 98Ⅱ が 裁判の優位の 通ずる 定め

参考案

ただし、いかに裁判の優位でも違憲審査がなされると解せると、裁判の成立は国会と内閣の承認の両方の承認が必要で、その結果は両方の承認が必要になる。④は高度の政治的役割を担っている。その結果が、1974年に違憲審査がなされた。これは違憲審査の一定の限界を設ける。これは国際協調主義にも対応する必要がある。これは、

④ 砂川事件

国の重大政策として適式に締結し、その後、それが憲法に適合するか否かの討議をも含めて衆参両院において慎重に審議せられた上、適法妥当なものとして国会の承認を経たものであることも公知の事実である。

ところで、本件安全保障条約は、前述のごとく、主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものというべきであつて、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した内閣およびこれを承認した国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点がすくなくない。それ故、右違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、従つて、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものであつて、それは第一次的には、右条約の締結権を有する内閣およびこれに対して承認権を有する国会の判断に従うべく、終局的には、主権を有する国民の政治的批判に委ねられるべきものであると解するを相当とする。そして、このことは、本件安全保障条約またはこれに基づく政府の行為の違憲なりや否やが、本件のように前提問題となつている場合であると否とにかかわらないのである。

三、よつて、進んで本件アメリカ合衆国軍隊の駐留に関する安全保障条約およびその三条に基づく行政協定の規定の示すと

⑤ 争点

争点 優位と取と、文言と併せている。
憲法の国のもの、争点は国と国のやり
↑
対外的な争いと対内的な争いで
しはれるのか？

憲法優位

争点が国内で効力を争つた場合は、憲法の統治下、
したがって憲法の方が優位取、

憲法が優位取。争点も憲法優位の対象となる。
争点争点は？

⑥

一 憲法にないものが、政治性高いものはあり

→ 一見明白なものでも、司法の裁量に任せてあり

たとえば

経済関係の争いは、対等にできぬ

たとえば... 国民の人権を(守る)ものは、明か、連采

自衛隊を戦場に、どうのどうにか...

国家主権をおびやかすようなもの。一見明白にのろが子。
とい、